

周南市土地改良事業分担金徴収条例制定について

周南市土地改良事業分担金徴収条例を次のように定める。

令和5年2月21日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市土地改良事業分担金徴収条例

周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例（平成16年周南市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第3項、法第96条の4において準用する法第36条第1項及び法第96条の4において準用する法第36条の3第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、市又は県が行う土地改良事業（法第2条第2項に規定する土地改良事業及びこれに準ずる土地改良事業をいう。）に係る分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 この条例により分担金を徴収する事業（以下「事業」という。）は、別表左欄に定めるとおりとする。

（分担金の徴収）

第3条 分担金は、事業に要する経費に充てるため当該事業の施行に係る地域内にある当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者その他事業により特に利益を受ける者（以下「受益者」という。）からその利益を受ける限度において、徴収する。

（分担金の総額）

第4条 分担金の総額は、事業に要する費用の額（国又は県からの補助金の交付を受

ける事業にあつては、当該事業に要する経費の額から当該補助金の額を差し引いた額)に、別表左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる率を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額とする。

(分担金の額)

第5条 分担金の額は、当該事業の施行に係る地域内にある土地の利用区分、面積、位置、生産力等を勘案した受益の程度に応じて市長が定める。

2 市長が指定する事業の施行に係る地域内の農地が法第113条の3第3項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告があつた日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあつては、当該指定する年度)の初日から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)について法第3条に規定する資格を有する者から徴収する分担金の額は、当該事業について国又は県から交付を受けた補助金の額に相当するものを前項に規定する分担金の算定方式により当該転用農地に割り振って得られる額(当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差し引いた額)とする。

(急施の場合の特例)

第6条 法第96条の4において準用する法第87条の4第1項の規定による緊急防災工事計画又は法第96条の4において準用する法第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づいて施行する事業に要する分担金の徴収については、あらかじめその徴収を受ける者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(事業計画の変更等による分担金の額の変更)

第7条 市長は、事業計画に変更があつたとき又は国若しくは県からの補助金の額に変更があつたときは、既に決定した分担金の額を変更することができる。

(徴収の方法)

第8条 分担金の徴収は、毎年度4回の均等分割徴収の方法による。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、その回数を増減し、又は均等分割徴収の

方法によらないことができる。

第9条 分担金の徴収を受ける者が受益者でなくなった場合における分担金の徴収は、前条の規定にかかわらず、その都度市長が定める徴収の方法による。

(繰上徴収)

第10条 市長は、分担金の徴収を受ける者から申立てがあったときは、第8条の規定にかかわらず、当該分担金の全部又は一部を繰り上げて徴収する。

(分担金の徴収延期及び減免)

第11条 市長は、天災地変その他特別な理由がある場合に限り、分担金の徴収を延期し、又は減額し、若しくは免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の規定に基づく処分又は手続の効力)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の周南市市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例の規定によってした処分又は手続は、改正後の周南市土地改良事業分担金徴収条例の規定による処分又は手続とみなす。

(分担金の徴収に関する経過措置)

3 施行日前において徴収すべき分担金の徴収については、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

事業	分担率
農業用施設整備事業	0.2
ほ場整備事業	0.4
防災事業	0.12
農地農業用施設災害復旧事業	0.3